

障害者委託訓練・実践能力習得コースの 受け入れ事業所を募集しています

～ 障害者の雇用に向けて利用できる公共職業訓練のご案内 ～

実践能力習得訓練コースとは

- ・実際の職場環境を活用し、実践的な職業能力を習得するコースです。

訓練のメリット

- ・訓練の中で訓練受講者の**職業能力や適性の確認**をすることができます。
- ・訓練期間中は、訓練受講者の**賃金・交通費・保険の負担はありません**。
- ・障害者職業訓練コーディネーターが、訓練の調整などを**サポート**します。
- ・訓練終了後には、県から委託先へ**委託料**をお支払いします。

訓練受講 対象者

- ①ハローワークに**求職申し込み**をしている障害のある方
- ②**就労意欲**が高いとハローワークより認定（受講あつせん）された方

訓練期間 訓練時間

- ・**2ヶ月**以内または**3ヶ月**以内 ※1
- ・1日標準**5時間**、月標準**100時間**程度 ※1

※1 訓練期間や時間及び訓練内容は、訓練受講者の障害特性や体調、事業所のニーズ等に応じて、相談の上決定します。

訓練内容

- ・実際の事業所内の業務に関する**作業実習**及び**職場のマナー**や安全衛生など、就業に必要な知識や技能全般について習得するカリキュラム ※1
- ・訓練期間中は、県が手続きを行い**労災保険に特別加入**するほか、訓練受講者には別途「**職業訓練生総合保険**」（傷害・損害対象）への任意加入を勧奨しています。

委託料

受託事業所には次の委託料をお支払いします。（訓練生1人当たり）

- 大企業：月額上限 **66,000円**(税込) ※2
- 中小企業：月額上限 **99,000円**(税込) ※2

※2 委託料の支払い金額は、職種・資本金・常時雇用する労働者の数で判断します。詳しくはお問い合わせ下さい。

訓練中の 必要業務

スムーズな訓練運営のために、受託業者様には次の業務等のご協力をお願いしています。

- ・訓練指導担当者の配置と訓練受講者のサポート
- ・訓練状況確認のための書類作成（出欠・習得状況報告等）
- ・緊急時などの関係機関への報告や打ち合わせ等

訓練までの流れ

・県担当者（障害者職業訓練コーディネーター等）が、訓練内容・訓練時間等の調整や、訓練開始までの手続き等の支援を行います。

① 問い合わせ

大曲技術専門校に
お問い合わせ下さい。
障害者訓練担当
TEL 0187-73-6373

② 打ち合わせ

県担当者が、事業所の見学
や訓練ニーズの調査を行い、
訓練希望者のマッチング
など訓練実施に向けた
支援を行います。

③ 契約手続き

事業所と訓練希望者が
合意した場合、県と事業所
が委託契約を締結し、訓練
に向けた準備をします。

④ 訓練開始

受講者の状況確認
など、必要に応じて
サポートを実施
します。

訓練委託先と 訓練受講者の声

・これまでの訓練実施例には、介護補助・清掃・施設管理補助・農作業など
さまざまなコースがあります。



訓練委託先
担当者の声

訓練を通して関わることで、受講者の
人柄や障害の特性・作業能力を理解する
ことができました。
雇用前に現場のスタッフとのコミュ
ニケーションをしっかりと取ることが
できたので、業務を進めていく上でとても
よかったです。



訓練受講者
の声

仕事に必要な技術を
訓練期間中に教わり身
につけたことで、安心して
仕事を続けています。

Q&A

Q1. 訓練終了後、必ず雇用する義務があるか？

A1. 訓練の実施により、必ず雇用するという義務はありません。

訓練期間中に受講者の業務遂行力や必要な配慮等について、具体的に知ることができるので、その上で採用をご検討ください。

Q2. 訓練の受け入れ人数の制限は？

A2. 原則として1回の訓練につき、受け入れ人数は1人です。

Q3. 受講希望者との事前面談等は可能か？

A3. 訓練開始までに、訓練期間・訓練内容の打ち合わせを十分に設けますので、
その中で受講希望者との事前面談は可能です。

また、訓練の前に支援機関を通して数日間の実習期間を設けた上で、
2か月又は3か月の訓練に移行することも可能です。

Q4. 説明だけでも聞くことは可能か？

A4. 可能です。

障害者の雇用をお考えの事業所に障害者職業訓練コーディネーター等が直接伺い、
委託訓練についてご説明することも可能です。お気軽にお問い合わせください。